

○須高行政事務組合行政不服審査会条例

(平成28年3月29日条例第2号)

(行政不服審査会の設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定に基づき、須高行政事務組合行政不服審査会を設置する。

(行政不服審査会に関する規定)

第2条 須高行政事務組合行政不服審査会については、須坂市行政不服審査会の例による。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。